

- 労働安全衛生法第45条第1項による
- 道路運送車両法第91条3の第1項による
- 道路運送車両法施行規則第62条2の2

- ・定期自主検査
- ・6ヶ月点検(車両総重量:8t未満)
- ・3ヶ月点検(車両総重量:8t以上)

# 料金表

## 月次 ◆ フォークリフト

〈労働安全衛生規則 第151条の22〉

【2019年10月 1日改定】

上段:1台当たりの検査料金  
下段:各部給油(グリスアップ)料金  
単位:円  
( )税込み

基本型式又は基本性能区分による最大荷重	1t未満	1t以上 2t未満	2t以上 2.6t未満	2.6t以上 3.1t未満	3.1t以上 5t未満	5t以上 7.1t未満	7.1t以上 10t未満	10t以上 15t未満	15t以上 20.1t未満	20.1t以上 24.1t未満	24.1t以上 30.1t未満	30.1t以上
カウンタバランス, サイド (3-wayタイプ 含む)	5,000 (5,500)	6,000 (6,600)	7,000 (7,700)	8,000 (8,800)	9,000 (9,900)	12,000 (13,200)	15,000 (16,500)	18,000 (19,800)	20,000 (22,000)	25,000 (27,500)	30,000 (33,000)	
	3,500 (3,850)			4,500 (4,950)			8,000 (8,800)			13,000 (14,300)		20,000 (22,000)
リーチ, オーダピッキングトラック (3-wayタイプ 除く)	5,000 (5,500)		5,500 (6,050)	6,000 (6,600)	8,000 (8,800)	—	—	—	—	—	—	—
	3,500 (3,850)			4,500 (4,950)			—	—	—	—	—	—
ウォーカー/LB	3,000 (3,300)	4,000 (4,400)	5,000 (5,500)	6,000 (6,600)	—	—	—	—	—	—	—	—
	3,500 (3,850)			—			—	—	—	—	—	—

## 月次 ◆ 車両系建設機械 (整地・運搬等)

〈労働安全衛生規則 第168条〉

参考:トヨタ車両型式

機体重量	1t未満	1t以上 2t未満	2t以上 3t未満	3t以上 5t未満	5t以上 8t未満	8t以上	SDK3,4系	SDK5~ 10系	SDT6系	SDT8~ 12系	SDT15系	SDT30~ 50系
スキッドステアローダー	5,000 (5,500)	6,000 (6,600)	8,000 (8,800)	—	—	—	5,000 (5,500)	6,000 (6,600)	—	—	—	—
	3,500 (3,850)			—			3,500 (3,850)			—	—	—
スキッドステアローダー以外	5,000 (5,500)	6,000 (6,600)	7,000 (7,700)	8,000 (8,800)	—	—	—	—	6,000 (6,600)	7,000 (7,700)	—	—
	3,500 (3,850)			4,000 (4,400)			—			3,500 (3,850)		4,000 (4,400)

備考:「整地・運搬等」とは、「整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用」を示す。

## 月次 ◆ 高所作業車

〈労働安全衛生規則 第194条の20〉

最大作業床の高さ	~9m以下	10m~12m	13m~24m	25m以上
全機種	4,000 (4,400)	5,000 (5,500)	6,000 (6,600)	8,000 (8,800)
	別途打ち合わせ			

## ● ショベルローダー(2駆ショベル)

安全衛生規則

第151条の31(年次)  
第151条の32(月次)

	1t未満	1t以上 1.5t未満	1.5t以上 2.0t未満	2.0t以上 3.0t未満	3.0t以上
月次検査	5,000 (5,500)	7,000 (7,700)	8,000 (8,800)	9,000 (9,900)	—
	3,500 (3,850)			4,500 (4,950)	
年次検査	45,000 (49,500)	50,000 (55,000)	53,000 (58,300)	70,000 (77,000)	80,000 (88,000)

- ・大型特殊車両の点検(3ヶ月・6ヶ月)は当工場にて承ります。
- ・車両の運送費は別途費用がかかりますのでお申し付けください。